⑦　本工事は、「表層目視判定」、「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである）。

⑧　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。

⑨　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年11月29日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道45号外千徳小山田道路工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記①及び②の要件を満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては代表者が下記①の実績を有している他に、代表者を含む構成員の何れかが下記②の実績を有すること。各構成員が下記①又は②何れかの実績を有すること（代表者以外の構成員がトンネル工事の実績をもって構成員となる場合は下記①⒜の要件を満たしていればよい。）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れかが下記①及び②の実績を有すること。

①　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工実績。

⒜　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,000m以上であること。

ただし、⒜及び⒝は同一トンネルでの施工実績であること。

②　橋梁下部工工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工実績。

⒜　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く）であること。

⒝　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）15m以上であること。ただし、歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。

なお、⒜及び⒝は同一橋梁での施工実績であること。

上記①及び②の施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、上記①及び②の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。また、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐及び㋑の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工経験。

⒜　内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）が65㎡以上であること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,000m以上であること。

ただし、⒜及び⒝は同一トンネルでの施工経験であること。

㋑　橋梁下部工工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工経験。

⒜　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く）であること。

⒝　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）15m以上であること。ただし、歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。

なお、⒜及び⒝は同一橋梁での施工経験であること。

上記㋐及び㋑の施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、上記㋐及び㋑の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。また、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　単体企業にあっては、上記①及び②㋐の要件を満たしている技術者を配置する他に、上記①及び②㋑の要件を満たしている別の技術者を配置できること。

共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の技術者が上記①及び②㋐の要件を満たしていること。また、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が上記①及び②㋑の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②㋐又は㋑何れかの要件を満たしていること（代表者以外の構成員の技術者がトンネル工事の経験をもって構成員となる場合は上記①及び②㋐⒜の要件を満たしていればよい。）。